

## 第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器個別検定合否判定基準

検査項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	第二種圧力容器の設計について、申請書、構造図及び明細書に記載されている構造、工作方法等が圧力容器構造規格に適合したものであるか確認すること。	圧力容器構造規格第73条において準用する第3条から第8条まで、第2章、第39条から第42条まで及び第44条の規定に適合していること。
	小型ボイラーの設計について、申請書、構造図及び明細書に記載されている構造、工作方法等が小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格(以下「小型構造規格」という。)に適合したものであるか確認すること。	小型構造規格第2条から第22条までの規定に適合していること。
	小型圧力容器の設計について、申請書、構造図及び明細書に記載されている構造、工作方法等が小型構造規格に適合したものであるか確認すること。	小型構造規格第34条から第37条まで及び第41条の規定に適合していること。
2 材料検査	第二種圧力容器の材料について、圧力容器構造規格に適合しているかミルシートと照合すること等により確認する。	圧力容器構造規格第73条において準用する第1条及び第2条の規定に適合していること。
	小型ボイラーの材料について、小型構造規格に適合しているかミルシートと照合すること等により確認すること。	小型構造規格第1条の規定に適合していること。
	小型圧力容器の材料が、小型構造規格の規定に適合しているかミルシートと照合すること等により確認すること。	小型構造規格第33条の規定に適合していること。
3 外観検査	① 胴の長さ、板の厚さその他の寸法をノギス、スケール、超音波厚さ計等を用いて測定し、明細書と照合すること等により確認すること。	設計審査で確認した構造図、明細書と差異がないこと。
	② 安全弁、圧力計等の附属品の取付穴が正しい位置に設けられているか目視等により確認すること。	
	第二種圧力容器にあつては、工作上的欠陥、腐食等の有無、胴の真円度、鏡板の公差、溶接部等が圧力容器構造規格に適合しているか目視、ファイバースコープ、超音波探傷器等により確認すること。	
	小型ボイラー又は小型圧力容器にあつては、工作上的欠陥、腐食等の有無、溶接部等が小型構造規格に適合しているか目視、ファイバースコープ、超音波探傷器等により確認すること。	
4 水圧試験	第二種圧力容器にあつては、圧力容器構造規格の規定により水圧試験等(水圧試験に代えて行う気圧試験を含む。)を行い、変形及び漏れの有無等を目視、ひずみ	圧力容器構造規格第63条の規定に適合していること。

	<p>測定器等により確認すること。</p> <p>水圧試験等においては、水圧力を所定の試験圧力まで徐々に上昇させ、そのままの状態でも10分以上保持すること。</p> <p>小型ボイラーにあつては、小型構造規格の規定により水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視、ひずみ測定器等により確認すること。</p> <p>水圧試験においては、水圧力を所定の試験圧力まで徐々に上昇させ、そのままの状態でも10分以上保持すること。</p> <p>小型圧力容器にあつては、小型構造規格の規定により水圧試験を行い、変形及び漏れの有無等を目視、ひずみ測定器等により確認すること。</p> <p>水圧試験においては、水圧力を所定の試験圧力まで徐々に上昇させ、そのままの状態でも10分以上保持すること。</p>	<p>小型構造規格第23条の規定に適合していること。</p> <p>小型構造規格第38条の規定に適合していること。</p>
5 附属品	<p>第二種圧力容器にあつては、安全弁、安全弁に代わる安全装置等の構造が圧力容器構造規格の規定に適合しているか目視等により確認すること。</p> <p>小型ボイラーにあつては、安全弁、安全弁に代わる安全装置、ガラス水面計等の構造が小型構造規格の規定に適合しているか目視等により確認すること。</p> <p>小型圧力容器にあつては、安全弁、安全弁に代わる安全装置等が小型構造規格の規定に適合しているか目視等により確認すること。</p>	<p>圧力容器構造規格第4章の規定に適合していること。</p> <p>小型構造規格第24条から第30条の2までの規定に適合していること。</p> <p>小型構造規格第39条及び第41条の規定に適合していること。</p>
6 表示	<p>銘板の記載事項を確認すること。</p>	<p>圧力容器構造規格第72条又は小型構造規格第31条若しくは第40条の規定に適合していること。</p>
備考	<p>圧力容器構造規格第73条において準用する第70条の規定又は小型構造規格第32条(第41条において準用する場合を含む。)第32条の規定、による適用除外又は適用の特例を受けた第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器については、構造規格の規定に関する検定の実施に代えて、適用の特例を受けた際の条件に適合していることを確認すること。</p>	